

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 5 日

各務原市内介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等について（依頼）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、利用者等の安全の確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年 3 月 1 4 日厚生労働省令第 3 4 号）等において、非常災害計画の作成及び避難訓練の実施について義務付けられている。あらためて関係機関との連携体制の確認や従業員に対する周知の徹底など必要な対応を行うこと。

（参考 1）

・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第 3 2 条関係

指定地域密着型通所介護（認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

第82条の2関係

指定小規模多機能型居宅介護（認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護）事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（参考2）

・有料老人ホーム設置運営標準指導指針

8（5）緊急時の対応

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

（参考通知）

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について（令和2年7月22日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長ほか連名通知）

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 （大丸・山村）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp （課代表）